

時事新報

明治十八年十月十二日(月曜日)
 第乙酉九月五日 かののね
 日出版本報五時五分
 月出版本報九時三十分
 日出版本報八時三十分
 日出版本報八時三十分
 (西曆一千八百八十五年)

時事新報定價 (日曜日ハカリ休刊)
 一、一月前金六十五圓
 二、三月前金一圓八十圓
 三、半年前金三圓六十圓
 四、一年前金六圓八十圓
 五、二年前金十二圓八十圓
 六、三年前金十八圓八十圓
 七、四年前金二十四圓八十圓
 八、五年前金三十圓八十圓
 九、六年前金三十六圓八十圓
 十、七年前金四十二圓八十圓
 十一、八年前金四十八圓八十圓
 十二、九年前金五十四圓八十圓
 十三、十年前金六十圓八十圓
 十四、十一年前金六十六圓八十圓
 十五、十二年前金七十二圓八十圓
 十六、十三年前金七十八圓八十圓
 十七、十四年前金八十四圓八十圓
 十八、十五年前金九十圓八十圓
 十九、十六年前金九十六圓八十圓
 二十、十七年前金一百零二圓八十圓
 二十一年前金一百零八圓八十圓
 二十二年前金一百一十四圓八十圓
 二十三年前金一百二十圓八十圓
 二十四年前金一百二十六圓八十圓
 二十五年前金一百三十二圓八十圓
 二十六年前金一百三十八圓八十圓
 二十七年前金一百四十四圓八十圓
 二十八年前金一百五十圓八十圓
 二十九年前金一百五十六圓八十圓
 三十年前金一百六十二圓八十圓

時事新報

商業會に生命保険と利用する事

凡人の上と立て事を執り規則を以て之を支配する者
 は其規則外に工運を運らまて無形の際に自から人心
 を動揺するの方便なるべからず例へば政府に於ては長
 官の屬官に於ける、諸會社に於ける頭取支配人の役員に
 於ける、商家の主人の雇人に於ける、學校長の學生に於
 けるが如き各事務の成規あり上の命する所、下必ず
 これに従はざるはあし若し従ざる者あれば成規約
 束の及ぶ限りに之を罰するの甚だ簡單なる始末に似
 れたれども事實に當りては然らざるもの多し其の若
 き多きが如き長上より命する所のものが唯公然の一方
 にて唯規則法律のみに依りて之を罰するのみに依りて
 するも唯公然たる表面の勤務のみを以てて唯其規
 律に罰せざることを是れ勉め、曾て深切の情あるべか
 らず多年文明の空氣を呼吸して法を重んじ義務を盡す
 の風に慣れたる者なれば格別なきとも我日本國民の如
 く對峙の時代より公用私用に論なく専ら法律に由て支
 配せられたる者として俄に其習慣を脱して法律の十方
 ん移らざらんとするが如きは容易に望む可からざる所
 のものならん蓋し政府の事務の如きは一に其章の文
 面を據るもこれにして殆ど無情あるも似たれども尙且長
 官と屬官との間には多少の因縁を存して事務の取扱
 ん當りて之命令の外に勉勵するものあり況して商家の
 主人が雇人を召使ふに於ては決して規律のみに依りて
 べからず雇人と主人との約束は唯一箇年の給金何程
 て法に可守と申も位にして其他の總て主人の手
 心にて賞罰を行ひ以て勉勵を促がその風あるが故に時
 としては大に叱り又時としては大に褒め或は衣裳と作
 之を着せ或は直に金と與へ又或は積金などの法を授
 ける等兎角して雇人全体の心を取留め懲罰と以て家のた
 めに盡さざらんとするの工運のみなれども其事甚だ容
 易ならず、與へざれば怨み、與ふれば恩を懐いて増長し
 却て金のために身の品行を破るの例も少からず主人
 の最も可恥する所なり前年舊徳兵弁に告ぐりしとき
 お戒る商家の主人が二百七十圓を給ひれば死後と聞て
 大に悦び雇人を召使ふは實はそれ者等へ金を與ふる
 の方便なり若しむは常れことなりしが今度徴兵令の
 高きこと幸なれば幼年時より商賣を育て上りたる子

供が丁年になれば免役料を拂ふて徴兵を免かれしめ金
 と其者の身に附かして主人の恩義は永く忘るべから
 ず二百七十圓の金と以て一人の心を買ふとは誠不安
 だあり云々を語りたることあり商家の内情はよの一
 事にも窺ひ見るべし又維新以來世間に行はるる銀行
 其他諸會社は尋常代商家に比較れば少しく趣と殊に
 其頭取支配人に於て物轉するとは申しながら以下の役員
 の頭取の雇人にもたらざれば商家の旦那が子飼の小僧
 手代と叱り付け又寵愛して家内の者の古衣を與へ客來
 の時酒肴を飲ませしむるが如き取扱も出来ず
 左ればと一會社の仕事を結核に及ぼしに行きとせしめ
 んとするの業役員は末々至るまでも其心を収攬す
 ること甚だ大切にして殺風景なる事務の文面の
 こと依頼すべからざるは勿論の事となれは是に於てか事
 に老練なる頭取支配人は其社役員の爲に特にお金の
 法を設け又は賞與金の割合を定むる等種々各々に
 云ひ、諸役員は心を會社に引留る其紐を作るの工運は
 今の日本の状態も甚だ要用なる事にして我輩の職を贊
 成する所なり就て案するに彼の商家又諸會社も其雇
 人役員等も厚くするの詰り金と與へて其心を収攬し
 るの正味おして唯その之を與ふるの方法に巧拙あるま
 でのことおれ今その方法の一として近日我輩の大に信
 する所あり凡そ人の心は存外に弱きものにして老少の
 別なく死を恐るるものあり唯自身の死を恐るるのみを
 か事事に當り物に懸れば毎度死後後れ有様を心に盡き吾
 れ死なば跡を遺る父母妻子は如何ならん弟は如何妹は
 如何と種々無量に心配する人の至情あれ共如何に心
 配するも更なるの甲斐あるべからず唯この時に當り聊
 か心配を軽くするものは死後の遺産として吾身死
 するも跡を遺りて是れ金の差を差支ならん老人は飢る
 ともなからん子供の養育も先づ差支ならんと思へば
 心配の中にも少しく安心し得て自から慰むるものと
 得べし故に今、人に向て君の生前の事他より預り知
 る所にあつたれども死後の始末は如何に受け可申とく
 其言の信するも足るものあらば必ず之を依頼して其言
 を聽とすることならん左れば生命保険の法は人の死後
 に金と遺すの仕組にして取りも直さず被保人の死後の
 始末を乾度引受けて遣はざるものあれば富豪の商家又
 諸商會社等に於て(或は政府の或る官局に適當する
 處もあるべし)其雇人役員のために法を設けて生命保険
 掛金の事と爲さしめたらば本人の安心して其主人又會
 社を益とするのみならず人々の安心堅ければ全体に事
 務も自然に堅固にして冥々の間も大なる利益あるべし
 其方法の如きは或は月給の中幾分を引去りて之に別
 金を足して掛金と爲すか又は臨時の賞與として其金と
 本人に渡さずして直に掛金と爲すかは是れ諸商家諸商
 會の都合あるべきことおれば我輩の敢て其細目と云は
 ず唯今日本國の事態に從て多人數を使用するには防

燃たる規律の外に情實の困難も甚だ大勢あるが故に
 其の結核の方便に生命保険の一法を利用してり如
 何と思付たるまの、其書を陳るのみ

○黒田内閣顧問は昨日九日の通仰渡されたり
 御用有之陸羽地方へ被差遣候事
 ○臨時報告第四十六號
 神田區和泉町二番地當局牛痘種痘所ニ於て定員ノ外未
 痘兒并再三種ノ者ニ至ル迄新鮮ノ牛痘苗ヲ以テ無謝ニ
 テ種痘可致遣ニ付望ノ者ハ祝日祭日曜日除キ毎日
 午前九時ニ午後二時迄ノ内姓名住所年齢ヲ認メ候名
 札持參直ニ同所ニ申出ヘシ此旨報告ス
 七但麻布區赤羽根橋(瓦屋)本郷區本郷元富士町(千
 代本)四谷區四谷傳馬町(大泉)京橋區新富町五丁目
 十五番地(彌田)本所區林町一丁目(彌勒寺内傳馬町)
 深川區盤城町(淨心寺)ノ六箇所ニ於テ日並ニ定員出
 張所ヲ設ケ本文同様再三種ノ者ニ至ル迄種痘可致遣
 先出張日割ノ儀ハ同所ニ揭示有之候事
 明治十八年十月九日 内務省衛生局

○田積價格 明治十八年十月八日刊行の官報に據れば
 田積價格の總計は十二億九千九百五十萬六千六百三十七
 圓にして即一町歩の價金四百六十三圓五十一錢に當れ
 り而して十六年の調査に據れば總計二種併せて三千四
 十七萬四千八百三十四圓と產出せり米價一石平均四圓
 三十九錢七厘を以て其代價と積算すれば即金一億三千
 三百九十九萬七千八百四十五圓を得又田積と産額との
 二箇を以て十六年一月の調査に係る人口に配當すれば
 一人に付田積は七畝三步産額は八斗二升三合強に當る
 と云ふ

○朝鮮事件 陸軍省では各冬の朝鮮事件の記事
 と取調中なりしがこの程取調となりたるに付同僚の手
 許へ差出たるよし

○文學會 政治經濟學和漢文學と研究するの目的を
 以て一昨年東京大學出身の文學士并に文學部學生諸氏
 が起したる文學會は目今加藤大學總理事會の首座と
 し外山正一、田尻稻次郎諸氏等百餘名に達せり昨日其
 の第二年会期を就するた小石川植物園に於て會員の
 宴會を開きたり云ふ

○茨城縣親睦會 在京の茨城縣人は來る十七日午後
 二時より兩國中村樓に於て第四回の親睦會を開くよし
 ○祭典 職務上非命に斃れたる警部巡查諸氏の
 招魂の儀、過船來上野公園地内に建築中なりしが落成せ
 しと以て來る十三十四の兩日右祭典を執行し兩日は各
 方面警察署より警吏巡査參集して一大觀會と爲すと
 云ふ

○巨文島は英國に必要なり 本年八月十五日發見の倫
 敦ダイムスニサイエントフツクアチキセリンヨ
 ン學理に適ひたる兼併と云(る義)と題し英國が巨文
 島を占領せしは極めて其當を得たる處置なる旨と論じ
 たる投書と載せられたり其中より用要なる部分の大意を
 抄譯せんといふ英國が朝鮮海に海軍據泊所を要するは
 今更多言を演たせ然して今日英國の占領するを得べし
 形らるる據泊所の中に最上なるものは蓋し巨文島な
 らん若し目下無事れ日と於て之を占領せし一旦事起り
 面り大なる損傷を受けたる後始りて斯る據泊所の必
 要なるを悟り之を取らんとするが如き極難なる處置と
 爲さば各所の相當なる港は皆既に他の一國(露國)を對

そ)の取る處
 に不形勝ある
 の如きは決し
 東洋就中支那
 足らず先づ露
 とを奪むる最
 ば其際露角
 も秋天の陰晴
 の一帝國と創
 富みて未だ開
 のと又日本と
 し凡此等は
 なし東洋の多
 又は英國は
 嘉坡より香港
 其香港以北
 長崎等に對露
 此地地共に
 とするを得る
 港以北の諸港
 と英國と西印
 德及びオムカ
 しものと謂は
 た強き處され
 の供給と得べ
 思立つ能はざ
 文島と取りた
 は其名朝鮮の
 僅々數百の漁
 其島民が同
 するとも禁止
 之を取るに拒
 國の一義を主
 んも知るべか
 の上其承諾と
 て此事も異論
 れ共露國は前
 あり又佛國も
 ば既より自ら
 文島を占領せ
 ○香港島の
 に西洋風が大
 らる類々上中
 せる向きの多
 云ふべきこと
 れもさす繁盛
 所あるべし扱
 造り別々多き
 箱百人十餘
 三十餘位の名
 本を得厚島手
 録に下らる
 より三千本極
 等職人二十五
 多き職業と云
 夫の銀印紙